

事前に提出いただいたご意見・ご質問等に対する回答

議題 1 「高槻市新型インフルエンザ等対策行動計画【第2版】(案)」及びパブリックコメントの結果について			
No.	資料番号 ページ番号	ご意見・ご質問等の内容	所管課からの回答
1	資料3 (13 ページ)	<p>第2部第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項 (6) <u>高齢者施設や障がい者施設等</u>の社会福祉施設等における対応</p> <p>⇒社会的弱者に対応した1項目を設定したことは評価できる</p>	<p>【所管課 保健予防課】 ご意見をいただきありがとうございます。</p>
2	資料3 (55 ページ)	<p>第3部第8章第1節 医療（準備期） 1-5. 都道府県連携協議会等の活用</p> <p>市及び府は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、<u>高齢者施設等</u>との連携を図り、府予防計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、<u>高齢者施設等</u>への医療人材派遣、<u>高齢者施設等</u>における重傷者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について協議を行う。(略)</p> <p>⇒「<u>高齢者施設等</u>」を「<u>高齢者施設や障がい者施設等</u>」に修正が必要と思われまます。</p>	<p>【所管課 保健予防課】 都道府県連携協議会は感染症法に基づき都道府県が設置する組織であるため、「1-5. 都道府県連携協議会等の活用」については府行動計画に合わせた表記としております。</p>

議題1 「高槻市新型インフルエンザ等対策行動計画【第2版】(案)」及びパブリックコメントの結果について

3	資料3 (77 ページ)	<p>第3部第13章第3節 市民生活及び地域経済の安定の確保(対応期) 3-1-3. 生活支援を要する者への支援</p> <p>市は、国からの要請を受けて<u>高齢者、障がい者等</u>の要配慮者等に対して、必要に応じ生活支援(略)</p> <p>⇒社会的弱者に対しての配慮が行われている</p>	<p>【所管課 保健予防課】 ご意見をいただきありがとうございます。</p>
---	-----------------	--	--